

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県畜産振興資金貸付規則
- ◇ 告 示 鳥取県畜産振興資金貸付基準

規 則

鳥取県畜産振興資金貸付規則をここに公布する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十一号

鳥取県畜産振興資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、酪農及び肉用牛生産の合理化を図るため、畜産集団等に対して畜産振興資金を貸し付け、もつて畜産の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「畜産集団等」とは、次に掲げるものをいう。

一 三人以上の酪農又は肉用牛生産を営む者が組織する団体であつて、次の要件を備えるもの

イ 経営規模が、別に定める基準に適合していること。

ロ 酪農又は肉用牛生産に係る共同活動に関する協定を有し、当該協定に基づいて活動しているか、又は活動することが確実であると見込まれること。

ハ 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

二 前号に規定する団体の構成員であつて、酪農又は肉用牛生産を将来にわたつて継続できる見込みのあるもの

2 この規則において「畜産振興資金」とは、酪農若しくは肉用牛生産に要する飼料作物の栽培、管理、収穫、運搬、調製若しくは貯蔵又は肉用牛の飼養管理のための機械又は施設(附帯施設を含む。)を整備するのに必要な資金をいう。

(畜産振興資金の貸付け)

第三条 県は、予算の範囲内において、畜産集団等に対して畜産振興資金を貸し付けるものとする。

(貸付金の貸付限度額、償還期間及び据置期間)

第四条 前条の貸付けに係る畜産振興資金(以下「貸付金」という。)の

貸付限度額は、知事が別に定める標準事業費に基づいて算定した額又は貸付けを受けて行おうとする事業に要する経費の額のいずれか低い額の百分の九十に相当する額とする。

2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年以内とする。

3 貸付金の据置期間は、三年以内とする。

（貸付金の利率）

第五条 貸付金は、無利子とする。

（貸付金の償還方法）

第六条 貸付金の償還は、均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、

貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、いつでも繰上償還をすることができる。

（保証人）

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならぬ。

2 第二条第一項第一号の団体が貸付けを受けようとする場合にはその構成員のうち当該貸付けによつて利益を受ける者全員が、同項第二号の者が貸付けを受けようとする場合にはその者が加入している同項第一号の団体の他の構成員全員が連帯保証人とならなければならない。ただし、これらの者以外の者を連帯保証人に加えることを妨げない。

（貸付けの申請）

第八条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、畜産振興資金貸付申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別の事情により第二号に掲げる書類を添付することができないと

認められるときは、これを添付することを要しない。

一 貸付けを受けて行おうとする事業の概要を明らかにした書類

二 申請者の住所地を地区とする農業協同組合（農業協同組合法（昭和

二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せて行うものに限る。）の長の営農指導上及び金融上の意見を記載した書類

三 申請者の住所地の市町村長の畜産振興上の意見を記載した書類

四 申請者が畜産集団であることを証する書類

（貸付けの決定及び通知）

第九条 知事は、前条第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、

速やかにこれを審査し、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。貸付けをしないと決定したときも、同様とする。

（借用証書）

第十条 前条第二項の規定により貸付けの決定を受けた者は、畜産振興資金借用証書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

（事業の完了等）

第十一条 借受者は、貸付金の貸付け後六月以内に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

2 借受者は、事業を完了したときは、その日から一月以内に、その旨を知事に報告しなければならない。

(期限前償還)

第十二条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部を支払期日前に償還するよう請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金の支払を怠つたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十三条 知事は、次に掲げる理由により貸付金の償還が著しく困難であると認めるときは、償還金の支払を猶予することができる。

- 一 災害
- 二 借受者(その者が第二条第一項第一号の団体であるときは、その団体の構成員)又はその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

(支払猶予の申請)

第十四条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、畜産振興資金支払猶予申請書(様式第三号)に支払の猶予を必要とする理由を証する書類を添えて、支払期日の三十日前までに知事に提出しなければならぬ。

(支払猶予の決定)

第十五条 知事は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、支払を猶予することが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により償還金の支払の猶予をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。支払を猶予しないと決定したときも、同様とする。

(違約金)

第十六条 知事は、借受者が支払期日までに償還金又は第十二条の規定により償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 知事は、借受者が故意に第十二条第一号又は第三号に該当したことを理由として、同条の規定により貸付金の期限前償還の請求をしたときは、当該期限前償還に係る金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて貸付けの日から支払期日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

3 前二項に定める違約金の額の計算につきそれぞれ前二項に定める年当たりの割合は、閏年しゅんねんの日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(書類の經由)

第十七条 この規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類(第十条の規定により提出する借用証書を除く。)は、畜産集団等の住所地を管轄する地方農林振興局長を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

様式第2号 (第10条関係)

収入印紙
はりつけ欄

貸付決定	番 号	第 号
	年月日	年 月 日

畜産振興資金借用証書

借受者の氏名又は名称		住 所	
借 入 金 額 千円	償還金の支払期日及び償還額	第1回	年 月 日 千円
		第2回	年 月 日 千円
		第3回	年 月 日 千円
		第4回	年 月 日 千円
		第5回	年 月 日 千円
		第6回	年 月 日 千円
		第7回	年 月 日 千円
		第8回	年 月 日 千円
		第9回	年 月 日 千円
		第10回	年 月 日 千円
償 還 期 限			
年 月 日			

上記のとおり畜産振興資金を借用いたしました。ついては、鳥取県畜産振興資金貸付規則及び貸付けの条件を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

職 氏 名 殿 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

借受者 住 所
氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記資金の借受けにつき、下名は鳥取県畜産振興資金貸付規則及び貸付けの条件を承知の上、借受者と連帯して債務を履行する責に任じます。

連 帯 保 証 人			連 帯 保 証 人		
氏 名	印	住 所	氏 名	印	住 所

様式第3号 (第14条関係)

畜産振興資金支払猶予申請書

職 氏 名 殿

郵便番号 □□□-□□

申請者 住 所

氏 名

㊦

(団体にあつては、名称及び代表者)
の氏名

昭和 年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)で畜産振興資金を借り受けましたが、その償還金の支払の猶予を受けたいので、鳥取県畜産振興資金貸付規則第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

借受者の氏名又は名称			
借 受 金 額	千円		
当初の償還方法	支 払 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
第10回	年 月 日	千円	
変更後の償還方法	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
変 更 理 由			

(注) 「変更理由」欄には、災害、死亡、疾病又は負傷による状況を記入すること。

告示

鳥取県告示第九百三十一号

鳥取県畜産振興資金貸付基準を次のとおり定め、昭和五十九年十二月一日から施行する。

昭和五十九年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県畜産振興資金貸付基準

一 鳥取県畜産振興資金貸付規則（昭和五十九年十一月鳥取県規則第八十一号）第二条第一項第一号イの経営規模の基準は、次の表の上欄に掲げる団体の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

団体の区分	基準
<p>1 主として次に掲げる土地を飼料供給地として酪農を営む者が組織する団体</p> <p>(一) その区域の林野率が七十五パーセント以上である昭和二十五年二月一日現在の市町村の区域内の土地（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律）昭和二十九年法律第八十二号）第二条の四第一項に規定する市町村計画を作成し、又は作成しようとしている市町村の区域内にあるものに限る。）</p>	<p>飼料供給地面積がおおむね五ヘクタール以上であること。</p>

<p>(二) 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十一条の規定により売り渡された土地であつて農地以外のもの</p> <p>(三) 河川法第六条第一項に規定する河川区域内の土地</p> <p>(四) 過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第二条第二項の規定による公示のあつた市町村の区域内の土地</p> <p>(五) 草地の開発を目的とする土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第三号の事業により水田から転換された草地</p>	<p>飼料供給地面積がおおむね十ヘクタール以上であること。</p>
<p>2 1以外の酪農を営む者が組織する団体</p>	<p>飼料供給地面積がおおむね十ヘクタール以上であること。</p>
<p>3 主として肉用牛繁殖経営を営む者が組織する団体</p>	<p>飼養頭数がおおむね三十頭以上であること。</p>
<p>4 主として肉用牛肥育経営を営む者が組織する団体</p>	<p>飼養頭数がおおむね九十頭以上であること。</p>
<p>5 主として乳用種^ほ哺育育成経営を営む者が組織する団体</p>	<p>飼養頭数がおおむね六十頭以上であること。</p>

<p>6 主として肉用牛経営内一貫経営を営む者が組織する団体</p>	<p>飼養頭数がおおむね六十頭以上であること。</p>
------------------------------------	-----------------------------

二 畜産振興資金貸付規則第四条第一項の標準事業費並びに貸付対象、貸付申請時期及び貸付決定時期は、次のとおりとする。

貸 付 対 象	標 準 事 業 費	貸付申請時期	貸付決定時期
<p>1 耕うん整地用機械、栽培管理用機械、防除用機械、飼料收穫用機械、飼料調製用機械若しくは施設、飼料貯蔵用機械、飼料乾燥用機械若しくは施設、家畜ふん尿土壌還元用機械若しくは施設、飼料運搬用機械又は農機具格納庫の整備に必要な費用</p>	<p>受益飼料供給地面積一ヘクタール当たり九十万円</p>	<p>八月又は九月又は一月</p>	<p>二月</p>
<p>2 飼料貯蔵用施設の整備に必要な費用</p>	<p>受益飼料供給地面積一ヘクタール当たり百十万円</p>		
<p>3 畜舎、管理舎、集出荷施設、放飼場、肉用牛ふん尿処理利用機械若しくは施設又は肉用牛管理用機械の整備に必要な費用</p>	<p>受益頭数一頭当たり三十万円</p>		

備考 1に掲げる機械としてトラクターその他の汎用作業機械を整備する場合にあつては、これを共同利用すると認められる場合に限り、貸

付対象とする。